

別表第2（第5条関係）「補助対象外工事」

工事内容
新築の工事
別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事
敷地造成、門、塀、舗装、擁壁等の工事
造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事
解体工事（補助対象工事に伴う部分の解体を除く。）
太陽光発電設備又は太陽熱利用設備の工事
移動若しくは取り外しが可能な家具の購入若しくは設置又は電気製品の購入若しくは設置
ガス瞬間湯沸かし器等の設置
電話、インターネット等の配線工事
アンテナ設置等の工事
防犯カメラ、防犯ライト等の警備機器の設置
雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置
下水道、合併処理浄化槽工事（浴室、トイレ、キッチン、洗面室等の改修に伴う工事は対象）
防虫・消毒処理等（シロアリ駆除、消臭・抗菌処理、除湿など。）
ハウスクリーニング、排水管の清掃等
介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給の対象となる工事 （工事内容及び経費が明確に区分でき、本補助事業と重複しないことが確認できるものを除く。）
他の制度により補助の対象となった工事
公共事業の施行に伴う補償費の対象となる工事
住居、店舗又は地域における社会貢献活動の場所としての使用以外を目的としたリフォーム工事
その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事